

幼稚園の設備(一)

附屬小學校主事

堀

七

藏

幼稚園を經營するに當り如何なる設備をなすべきかは誠に重要な問題である。

元來幼稚園は幼児があり、之を保育する保母があれば成立するものである。幼児の集合してゐる公園に於ても保育が出来るし幼児が二三人集つて遊んでゐる街路でも保育が出来るのである。また一定の園舎がなくとも附近のお宮とかお寺の庭にでも保育が出来る森の中でも野原でも保育が出来る。フレノベル氏が幼児を保育した所は森の中であつて一定の建物もなくして保育を始めた位である。眞に幼児を保育するには廣い自然の中に自然物を相手として遊ぶ幼児を保育するのが幼稚園であらう。園舎がなくば保育が出来ない譯でもない。現に家なし幼稚園を經營して十分保育の目的を達してゐる事實が多い。一臺の乗合自動車をして毎日隨所に幼児を運んでそこで自然の大きな懷の中で自然の保育をなすといつた幼稚園もないことはない。

しかし雨天のときには建物がなくては保育に支障を生ずるし風の強いときにも困れば炎天の下では保育出来ないのである。森の中に於ける保育も結構であるが毎日家なき森の中では保育上幾多の支障を來すことはいはずとも知れ切つたことである。それで幼稚園としての必須條件は保母あり幼兒あつての上
に一定の設備あることである。即ち幼稚園といふ以上は保母と幼兒との外に保育を行ふべき場所が必要である。たとへそれが固定した場所でもまた一定の建物がなくとも必ず保育すべき場所がなくてはならぬ。

而して保育すべき場所は常に移動性を以てゐるよりも一定してゐて時に應じて移動する方が便宜である。また屋外保育は至極大切であり結構であるがまた屋内にて保育を行ふが爲めに建物を必要となすのである。

二

幼稚園施行規則第十九條には次の如く幼稚園設備につき規定してある。

幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルベシ。

一、敷地ハ道德上及衛生上害ナキ所タルコト。

二、建物ハナルベク平家造トシ組數ニ應ズル保育室遊戯室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フルコト

三、保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナラサルコト

四、遊園ハ幼兒一人ニ付ナルベク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト

五、保育用具、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設備ヲナスコト

三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲スベシ。

是等の條項は幼稚園を設立する場合の設備を規定するもので之に該當しないときは地方長官がその設立を認可しないかも知れないのである。それで第十七條に於て

幼稚園を設置セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ

一、名稱

二、位置

三、園則

四、設備

五、經費及維持ノ方法

六、開園ノ期日

七、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ノ履歷書

前項第一號及第二號ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三號及第六號ノ變更ハ地方長官ニ開申スベシ位置ニ關シテハ敷地ノ面積地質及附近ノ情況、建物ノ配置ヲ記載シタル圖面及飲料水ノ定量分析表ヲ添付スベシ

とある。是等幼稚園設置の際、それ〴〵認可を受くべきこと 勿論勝手に幼稚園を設置出来ない。

三

幼稚園令によるときは名稱があり園則があつて保姆と幼兒があつても幼稚園の位置が不定では認可を受けることが出来ない。即ち一定の位置があつて敷地がなければ幼稚園令に於て認定する幼稚園では無い。そして敷地は道徳上及衛生上害なき所たるべき條件がある。しかし道徳上害のあるなしは甚だ不明であるし衛生上の害についても比較的事である。しかし多數の幼兒を集めて保育するに當り苟も道徳上害なき所たるべきことは勿論である。幼兒を保育してその心身を健全に發達せしめ善良なる性情を涵養し家庭教育を補ふを以て目的となす幼稚園が明白に道徳上有害なりと認められる場所に設置せられなくてはならぬ。幼兒は模倣性に富むものであるから他の教育機關よりも一層道徳的に無害なることを肝要なりとする。しかし幼兒の心身の發達は幼稚であるから相當年齢の生徒に道徳上有害な場所でも幼稚園として有害なりと認められない場合もある。

また幼稚園の敷地が衛生上害なきことは至極肝要である。軟弱なる身體を有する幼児を多數收容して保育するのであるから餘程注意して衛生上害なき所たるべきものである。大人には左程問題とならざる所でも幼稚としては非常に重大な關係があることを考量せねばならぬ。また衛生上左程有害なる所でもくとも交通の危険なる場所も幼稚園の敷地としては餘程考へねばならぬ。中等學校などでは交通の便利なる程よい位置であり交通上の危険などは左程重大視するに及ばないけれども幼稚園では入口の便利なることよりも危険の少い方がよいといふ有様である。兎に角幼稚園の位置、敷地は幼稚園として特別な注意を拂はねばならぬ。殊に幼児の幼稚園に昇降する距離が著しく問題となるのである。短距離で通園することが出来成るべく徒歩で通園出来る方がよい。また附添なくとも通園出来るならば理想である。しかし三歳未満の幼児を入園させるが如き場合は當然附添人の送迎を要するし普通幼稚園でも大體送迎の附添人を必要となす場合が多い。

兎に角幼稚園の位置は非常に重大な問題であり敷地には細密な考量をなすことが肝要である。

四

幼稚園として幼児の多く得られ想な位置を第一に選定することは私立の幼稚園經營には至極重大な要件であるが幼稚園はどこまでも教育事業で單なる營利事業ではないから十分敷地が道德上衛生上害なくして教育上有利な所でなくてはならぬ。従つて幼稚園を小學校に附設するも一法でありまた女學校に附設經營することもよい。小學校に附設するときは凡ての學齡兒童が義務的に小學校に就學するからその

兒童の弟妹が相携へて幼稚園に通園するの便宜あり小學校低學年に對する設備を利用し得るの利益もある。小學校の低學年と幼稚園の融合統一せる教育を施すためには是非小學校と幼稚園とを併置せねばならぬ。勿論この場合には幼稚園は寧ろ獨立するのではなく小學校と合一したものになり英國のインフアントスクールなどはこの種に屬するものである。ナーセリースクールの如く小學校より獨立して小公園などの附近に設立せられしかも小學校兒童を附添といひ豫定せるが如きものであるから小學校より程遠からぬ位置に設置せられるのである。

また幼稚園が女學校女子師範學校などに附設せられることは幼稚園本來の立場からではなく女學校教育の要求よりまた女子師範學校の練習幼稚園としての必要からである。女子教育上幼稚園保育を理解させ實習させまた幼兒に親しませる等の要求から女學校に附屬幼稚園を設立することは至極肝要なことである。この場合に於ては小學校と幼稚園とが併置せられるが爲に起る不便がなく利害の衝突するが如きことも少く兒童と幼兒との間に起る問題の如き面倒は生徒と幼兒との間に起らない。従つて大きな小學校に幼稚園を附設するよりも女學校に附設することが便宜である。女子師範學校に幼稚園を附屬せしめることは論ずるまでもなく女子師範教育上重要なことである。女子師範學校教育が小學校教師だけを養成するが如く考へ小學校は附屬せしめるが幼稚園を附設しないが如きは甚だ不完全な女子師範教育といはねばならぬ、幼稚園令第十條第一項に於て小學校の本科正教員の免許狀を有する者は保母の無試験檢定を受くることを得といふ項目のある以上是非女子師範學校に附屬幼稚園を設立せねばならぬ筈である。